

ちくさけいさつ通信

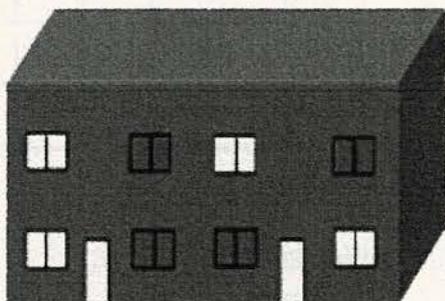
令和4年6月

愛知県千種警察署
生活安全課

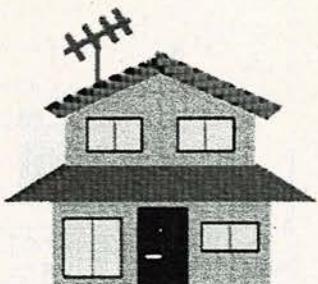
《自転車盗被害が多発！》

【被害の特徴】

* 被害場所 *



約6割 が



「住宅」で被害！

* 施錠の有無 *



約 6 割 が 無施錠！

【対策】

～犯人はあなたの隙を狙っています～

自宅の敷地内、アパート、マンションの駐輪場でも

必ず「カギかけ」「ツーロック」！

セーフティーマイタウンちくさ

千種警察署
生活安全課

令和4年5月末の犯罪発生状況

~「安心」して暮らせる「安全」な千種の確立~

1 犯罪発生状況

(1) 愛知県内

	5月中	1~5月
令和4年	3,807	15,761
前年比(件数)	727	438
増減率(%)	23.6	2.9

(2) 名古屋市内

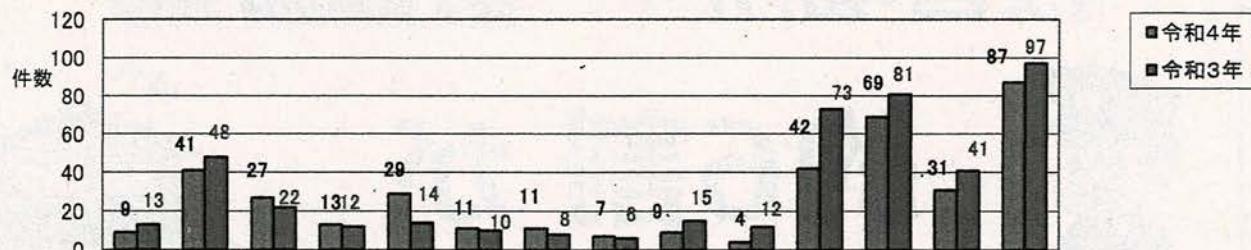
	5月中	1~5月
令和4年	1,608	6,580
前年比(件数)	336	162
増減率(%)	26.4	2.5

(3) 千種区内

	5月中	1~5月
令和4年	83	366
前年比(件数)	-2	-64
増減率(%)	-2.4	-14.9

2 千種署管内の犯罪発生状況

(1) 刑法犯罪種別発生件数



※凶悪犯等は殺人、強盗、放火、強制性交等、強制わいせつ、公然わいせつが含まれる

※暴行等粗暴犯は、凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝が含まれる

※その他にはオートバイ盗、占有離脱物横領、職場ねらい、脱衣場ねらい、工事場ねらい、さい銭ねらい、自販機ねらい等が含まれる

(2) 学区別犯罪発生状況

	内山	春岡	千種	千石	高見	大和	田代	自由ヶ丘	上野	富士見台	東山	星ヶ丘	宮根	千代田橋	見付	その他	計	
5月中	令和4年	11	12	2	12	6	2	11	6		6	1	2	2	4	4	2	83
	令和3年	7	17	2	13	3	1	8	4	3	6	5	3	6	4	2	1	85
	増減	4	-5	0	-1	3	1	3	2	-3	0	-4	-1	-4	0	2	1	-2
1月~5月	令和4年	50	36	19	52	16	13	32	14	22	21	11	9	10	23	22	16	366
	令和3年	60	71	22	53	35	15	43	12	11	12	20	22	12	22	14	6	430
	増減	-10	-35	-3	-1	-19	-2	-11	2	11	9	-9	-13	-2	1	8	10	-64

3 名古屋市内の犯罪発生状況

	千種	東	北	西	中村	中	昭和	瑞穂	熱田	中川	南	港	緑	名東	天白	守山	名古屋市	愛知県
令和4年	366	270	366	349	705	1,069	201	183	228	559	360	517	403	256	321	427	6,580	15,761
令和3年	430	285	399	416	648	977	182	164	205	480	325	537	365	230	319	456	6,418	15,323
増減	-64	-15	-33	-67	57	92	19	19	23	79	35	-20	38	26	2	-29	162	438
(%)	-15	-5	-8	-16	9	9	10	12	11	16	11	-4	10	11	1	-6	3	3

※守山には、尾張旭市を含む

※市町村別統計とは異なる

※本統計資料の数値は暫定値であり、令和5年2月1日に確定します。

交番速報



令和4年
6月

自転車も交通ルールを 守って安全に乗りましょう



自転車安全利用五則

1 自転車は車道が原則歩道は例外



2 車道は左側を通行



3 歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

4 安全ルールを守る

飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

夜間はライト点灯

交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



5 子どもはヘルメットを着用

(愛知県では全ての方がヘルメット着用の努力義務があります。)

県道名古屋長久手線沿線での自転車利用者の交通事故
が多発しています。注意しましょう！



愛知県警察

名古屋市千種区覚王山通八丁目6番地

愛知県千種警察署 TEL 052-753-0110

令和4年度 夏の交通・生活安全市民運動実施要綱

1 交通安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

期間：令和4年7月11日(月)～20日(水)までの10日間

重点事項：子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と保護意識の醸成
飲酒運転根絶等に向けた安全運転意識の向上
自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保



(2) スローガン

マナーアップなごや なくそう交通事故

～広めよう 交通安全スリーS運動～

(3) 主要実施事項

◇子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保と保護意識の醸成

～思いやり運転を実践しましょう～

- ①歩行者は、信号を守る、横断歩道を利用する、歩行者横断禁止の標識のあるところでは横断しないなど、交通ルールを守りましょう。
- ②通学路や子どもが日常的に集団で移動する経路等における見守り活動を推進しましょう。
- ③ドライバーは、子どもや高齢者等を見かけたら速度を落とすなどの「思いやり運転」を実践しましょう。

◇飲酒運転根絶等に向けた安全運転意識の向上

～危険運転の根絶を図りましょう～

- ①「飲酒運転四(し)ない運動」(運転するなら飲まない、飲んだら運転しない、運転する人にはすすめない、飲んだ人に運転させない)を、家庭、地域、事業所ぐるみで強力に推進し、自転車も含めた飲酒運転の根絶を図りましょう。
- ②あおり運転などの妨害運転は悲惨な交通事故を招くことを意識し、絶対にやめましょう。
- ③安全運転に不安のある方に対しては、運転免許の自主返納を勧める等加齢等に伴う運動機能の変化が運転などに及ぼす影響等について話し合いましょう。

◇自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

～自転車を利用するときはヘルメットを着用～

- ①自転車に乗るときは以下のルール・マナーを守りましょう。
 - ・自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ・車道は左側を通行
 - ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・スマートフォン等の使用はしない
 - など
- ②自転車損害賠償保険等へ加入するよう呼びかけましょう。
- ③自転車乗車用ヘルメットの着用を推進しましょう。

※令和3年10月1日より全年齢努力義務になりました。

2 生活安全市民運動

(1) 期間及び重点事項

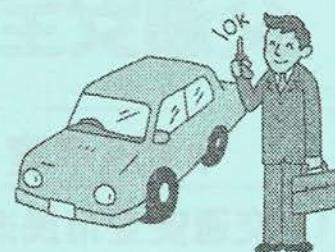
期間：令和4年8月1日(月)～10日(水)までの10日間

重点事項：女性・子どもを犯罪から守る活動の推進

自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止

特殊詐欺の被害防止

住宅対象侵入盗の被害防止



(2) スローガン

みんなで創ろう、安心・安全 なごや

「犯罪にあわない」「犯罪を起こさせない」「犯罪を見逃さない」 3N(ない)

(3) 主要実施事項

◇女性・子どもを犯罪から守る活動の推進 ~SNS利用による被害が増加~

- ①注意力が散漫になる携帯電話やスマートフォンを使用しながら歩く「ながら歩き」はやめて、時々、後ろを振り返るなど周囲を警戒しましょう。
- ②SNS利用による、子どもの犯罪被害が増加しています。SNSを適切に利用するため、親子で話し合い、「個人が特定される情報を書き込まない」などのルールを決めましょう。
- ③夏休み中は、子どもだけで外出する機会も増えます。子どもを犯罪から守る5つのおやくそく「つ・み・き・お・に」を繰り返し教え、習慣づけるようにしましょう。



◇自動車盗・部品ねらい・車上ねらいの被害防止 ~住宅駐車場でも被害発生~

- ①車両から離れるときは、短時間でもカギをかけましょう。
- ②明るく管理された見通しのよい駐車場を利用しましょう。
- ③ハンドルロック器具や警報機などの複数の盗難防止機器を組み合せて活用しましょう。
- ④自動車のナンバープレートが悪用されないよう、盗難防止ネジを活用しましょう。
- ⑤車内に荷物を置かないようにしましょう。

◇特殊詐欺の被害防止 ~犯行の手口が巧妙化~

- ①在宅中でも留守番電話にしておき、犯人と直接会話をしないようにしましょう。また、家族や親しい人には在宅中でも留守番電話にしていることを伝えましょう。
- ②区役所職員などを名乗っての「還付金の手続きのためATMで手続きをして」は詐欺です。慌てず区役所などに還付金の有無を確認しましょう。また、携帯電話などを使用しながら、ATMを操作している高齢者を見かけたら、詐欺の被害を疑い、声をかけましょう。
- ③インターネット閲覧中に、ウイルス感染したかのような警告画面を表示して偽のサポート窓口に電話をさせ、修理費用などを騙し取る手口が発生しています。警告画面に表示された電話番号には連絡しないようにしましょう。

◇住宅対象侵入盗の被害防止 ~無縫りの被害も多発~

- ①短時間の外出や家にいるときでもカギかけを徹底しましょう。
- ②窓に補助錠や警報機などをつけ、自宅の防犯性能を向上させるとともに、防犯カメラの設置や住宅周囲の見通しを良くし、侵入されにくい環境をつくりましょう。

名古屋市

名古屋市交通・生活安全市民会議

編集 スポーツ市民局地域安全推進課 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号(〒460-8508)

電話 (052)972-3124 FAX (052)972-4823 発行部数13,350部 通番63号

空地をきれいにする運動

～草のないきれいな土地にゴミはなし～

都市における空地の汚れや雑草は、美観を損ねるだけでなく、夏には蚊やハエの発生源となり、冬には火災の原因となるなど、地域社会の大きな問題となっています。

そこで、雑草・ごみ等で汚れた空地について、所有者・管理者により積極的に自主清掃が行われるよう、地域と行政とが一体となって運動に取り組んでいきます。



実施時期 6月～10月（7月は強調月間）

実施団体 名古屋市（町を美しくする運動市推進委員会）
区安心・安全で快適なまちづくり協議会
町を美しくする運動学区推進委員会・学区連絡協議会
学区区政協力委員会、学区保健環境委員会、町美運動協力各種団体

実践活動

清掃活動

地域においては、自主的に清掃活動を展開していただき、美化に努めていただきます。

市有地については、関係局により除草、清掃を実施するとともに、不法投棄について、表示板の掲出、環境事業所を中心としたパトロール活動により防止・啓発を図ります。また、県・国等の官公署、各鉄道会社に対し、率先して所有地・管理地の適正管理を図ることで、運動の成果が上がるよう、除草・清掃を呼びかけます。

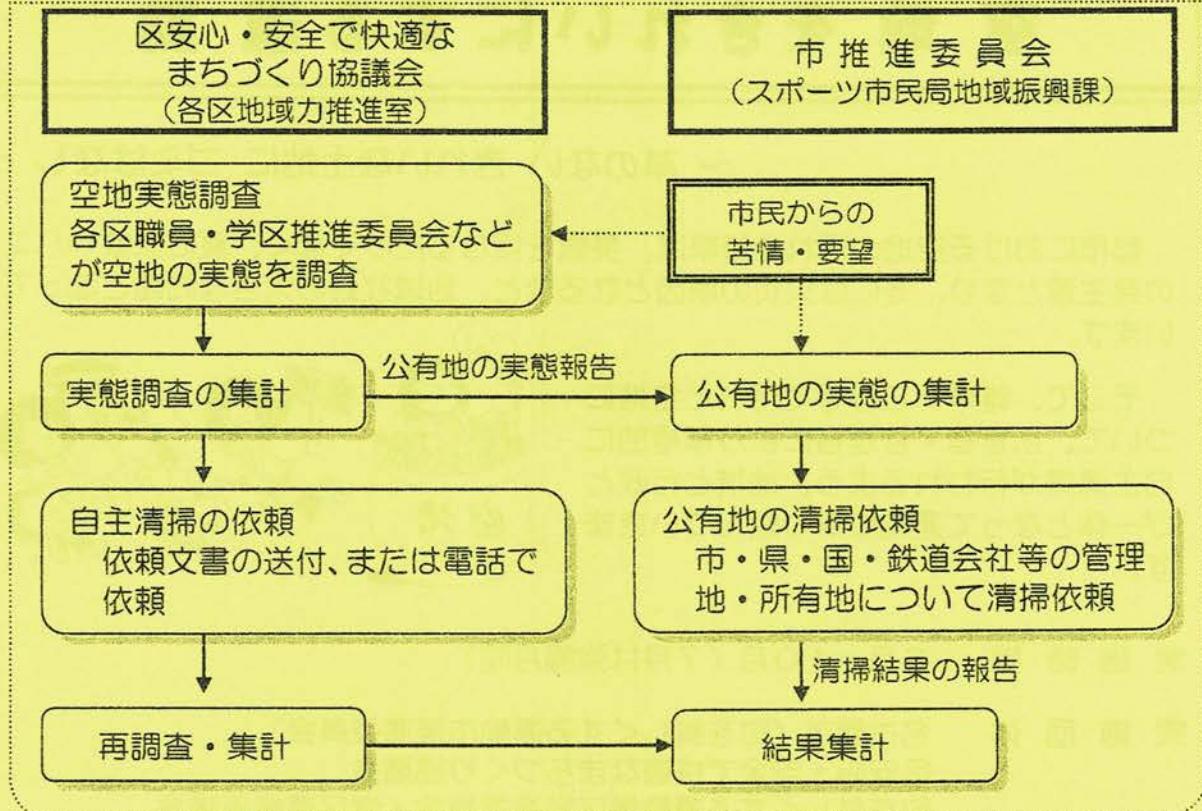
空地実態調査

区役所・学区推進委員会・学区連絡協議会において、雑草や汚れの目立つ空地についての実態調査を行います。この調査結果に基づいて、区安心・安全で快適なまちづくり協議会（区役所地域力推進室）は、清掃対象の空地所有者に区長名の文書を送付し、自主清掃の依頼、さらには勧告により運動への理解と協力を呼びかけます。

広報活動 広報なごや等により、この運動への理解と協力を呼びかけます。

生活害虫発生 防止活動 学区保健環境委員会・区政協力委員会・保健センターの連携により、生活害虫発生防止のための地域環境づくりを推進します。

空地実態調査・清掃呼びかけの進め方



ウエルカムなごや・クリーンアップ運動

名古屋を訪れる多くの方々を「きれいな町」でお迎えするため、名古屋市では、平成17年3月25日に愛・地球博が開幕したことを記念して、毎月25日に、職員のボランティアによる庁舎周辺の歩道などの清掃活動「ウエルカムなごや・クリーンアップ運動」を実施しています。



きれいなまちで来訪者を迎えるため、地域においても、自宅や事業所の周り及び周辺道路の清掃など、町を美しくする運動に一層のご協力をお願いします。

発行：名古屋市スポーツ市民局地域振興課 電話 972-3130 FAX 972-4458

市民活動保険のご案内：区や学区の町美推進委員会が行う活動中の万一の事故に備え、本市では保険に加入しています。事故が発生した場合は、各区の地域力推進室へご連絡ください。

